

③農業用ため池（地方公共団体等所有）における必要な手続き

区分	廃止する場合 (廃止届の提出)	解除依頼	意見徴収（通知）	意見徴収（回答）	指定解除
市町村	<pre> graph TD A[様式7] -- 提出 --> B[受理] B -.-> 依頼 C[受理後、ため池防災支援システム及びデータベースに反映させる] B -.-> 提出 D[受理] D -.-> E[※廃止の把握のため、参考に提出願います。] </pre> ※処理は事務所止まり ※受理で手続き完了				
県出先事務所			作業不要		
県庁					